Copyright 2003 - 2012 Intergraph Corporation

All Rights Reserved

本契約は、被許諾者が本プログラムの被許諾者であることを証明します。

被許諾者が、PP&M とサイン済みの有効な使用ライセンスを保有している場合、その使用ライセンスが優先し、それに従って本ソフトウェアを使用するものとします。

本契約は、所有者・操作者用 SmartPlant Enterprise サイトライセンスや所有者・操作者用 SmartPlant Foundation サイトライセンスなどのサイトライセンスには適用されません。サイトライセンスは別の契約書で取り扱われます。

Intergraph Process, Power & Marine (「PP&M」) ソフトウェア製品 (プロセス、電力、海上用ソフトウェア) 製品使用許諾契約

本ソフトウェア製品をインストールする前に、以下の条件をよくお読みください。本ソフトウェア使用許諾契約は、本ソフトウェア使用許諾契約が提供される Intergraph Process, Power & Marine (プロセス、電力、海上用ソフトウェア [以下 " PP&M"]) ソフトウェア製品として業務を行う被許諾者 (個人もしくは単一組織) と当社との法的な契約です。本ソフトウェア製品のインストール、複製、ダウンロード、アクセス、もしくは使用により、被許諾者は、本ソフトウェア使用許諾契約 (以下「契約」) の条件に合意したことになります。これらの条件に同意しない場合には、被許諾者は、直ちに本パッケージを返品し、全額の払い戻しを請求するものとします。

製品使用許諾契約

PP&M は、本ソフトウェア製品および使用ライセンスを被許諾者に、厳密に被許諾者の内部使用に限り、また本契約の条項に厳密に従うことを前提に、提供します。被許諾者は、被許諾者が意図する結果を達成するために本ソフトウェア製品を選択する責任、またインストール、使用、および本ソフトウェア製品によって得られる結果に対する責任を負うものとします。本ソフトウェア製品は、PP&M およびその関連第三者の独自製品であり、著作権法および国際条約により保護されています。本ソフトウェア製品、または本ソフトウェア製品の複製、修正、または結合部分の所有権は、常に、PP&M および当該第三者に帰属します。本ソフトウェア製品はライセンスを通じて使用するもので、販売されるものではありません。本書に既定されるものを除き、本ソフトウェア製品のロード、使用、操作は、認定されていないものとし、該当する著作権法および国際条約に違反します。

定義

a. 説明書とは、電子的もしくは印刷物にかかわらず、PP&M が特定のソフトウェア製品と共に被許諾者に提供するユーザ ガイド、インストール ガイド、リファレンス ガイド、管理者ガイド、カスタマイズ ガイド、プログラマー ガイド、コンフィギュレーション ガイド、ヘルプ ガイドを指します。ただし、これらの説明書のすべてが本ソフトウェア製品に提供されない場合もあります。

b. 「キー」とは、LAN 上での操作を許諾されたユーザ各人に PP&M が割当てるライセンス コードまたは本契約に基づき許諾されるソフトウェアの認証のためにコンピュータに取り付けられるハードウェアデバイス (ドングル) です。ユーザ各人は、それぞれ別個のキーが必要です。

c. LAN とは、Ethernet、ワイヤレス、光ファイバー、もしくはその他の実現技術を利用したローカル エリア ネットワーク（広域情報通信網）を指します。ソフトウェア使用許諾では、LAN はソフトウェア使用許諾を受けたサーバから半径 5 マイル（8 km）以内のネットワークの一部とします。

d. 被許諾者とは、PP&M により本ライセンスを譲渡された個人または組織を意味します。

e. PDA とは、パーソナル デジタル アシスタント（個人向け情報端末）を指します。

f. 「サイト」とは、1 つの統合された LAN で、その半径 5 マイル (8 km) 以内の関連する複数の LAN について、複数のキーの提供を受けているものを意味します。

g. SmartPlant License Manager（SPLM）は、特定の PP&M ソフトウェア製品におけるアプリケーションソフトウェア製品ライセンスの同時使用を管理し追跡するクライアント/ライセンシングマシンソフトウェアを意味します。

h. ソフトウェア製品とは、本ソフトウェア製品のあらゆるテンプレート、データ、印刷物、「オンライン」または電子ドキュメンテーション、副生物、アップグレード、変更バージョン、およびアップデート (本ソフトウェア製品が現在のソフトウェア メンテナンス サービス契約の対象となっている場合に含まれる) を含み、ファイル、ディスク、CD-ROM、または本ソフトウェア使用許諾契約に含まれるその他のメディアのソフトウェアおよびすべてのコンテンツを含みます。

i. Thin-Client とは、スクリーン ターミナル、スクリーン ターミナルとなるコンピュータ、ハンドヘルド デバイス、またはユーザがアクセスもしくは使用するためにデバイスに常駐させるソフトウェアやソフトウェア ライセンスを必要としないその他のハードウェアを経由して、ソフトウェアのリモート操作を可能にするコンピュータ テクノロジーを指します。

j. ユーザとは被許諾者および使用を許可されているその社員を意味します。

k. WAN とは、Ethernet、ワイヤレス、光ファイバー、もしくはその他の実現技術を利用するワイド エリア ネットワーク（広域情報通信網）を指します。また、WAN には VPN (仮想プライベート ネットワーク) テクノロジーも含まれます。ソフトウェア使用許諾では、WAN はソフトウェア使用許諾を受けたサーバから半径 5 マイル（8 km）以上のネットワークの一部とします。

ライセンス譲渡本契約では、以下の非独占ライセンスおよび非移譲可能ライセンスのどちらかが被許諾者に譲渡されます。販売見積りに付随する価格表説明書およびソフトウェア製品に含まれるバーコードのシリアル番号によって、使用できるライセンスのタイプが決まります。

a. 「コンカレントユース ソフトウェア（Concurrent software）」は、製品説明では CU で表します。CU ソフトウェアに係わる各ライセンスは、指定されるタイプのワークステーションおよびオペレーティング システム上で、1 つの並列使用を認めるものです。被許諾者がソフトウェア製品のライセンスを複数取得している場合、本プログラムを手持ちのライセンスと同数複製することができます。但し、別途定められない限り、ライセンスは 1 個の LAN に限定されます。単独のワークステーション上で、起動メモリにロードするかもしくはハード ディスクに保存する場合（またはその双方の場合）、CU ソフトウェアの使用は 1 回分として数えます。ネットワーク上のサーバのハード ディスクに保存される複製物は、ネットワーク サーバ上での使用には該当しません。ソフトウェアの利用者数がライセンス数を超えると予想される場合、同時にソフトウェアを利用する人数がライセンス数を超えないよう適切な手段を嵩じるものとします。

b. 「スタンダード コンカレントユース ソフトウェア (Standard Concurrent-use software)」は、製品説明では CS で表します。CS ソフトウェアの各ライセンスは、(1) 無制限に (毎日 24 時間) デスクトップで使用できる、**または** (2) リモート アプリケーション サーバまたはポータル サーバで、毎日最高 12 時間まで使用することを認めるものです。CS ソフトウェアを、1 台のワークステーションとリモート アプリケーション サーバ、またはポータル サーバで使用することはできません。1 台のワークステーションとリモート アプリケーション サーバ、またはポータル サーバで使用するには、「拡張コンカレントユース (CX)」 ライセンスが必要です。CS ソフトウェアの各ライセンスは、指定のタイプのワークステーションおよびオペレーティ

ング システム上で、1 つの同時使用を認めるものです。被許諾者がソフトウェア製品のライセンスを複数取得している場合、本プログラムを手持ちのライセンスと同数複製することができます。単独のワークステーション上またはリモート アプリケーション サーバで、起動メモリにロードする場合、CS ソフトウェアの使用は 1 回分として数えます。ネットワーク上のサーバのハード ディスクに保存される複製物は、ネットワーク サーバ上での使用には該当しません。ソフトウェアの利用者数がライセンス数を超えると予想される場合、同時にソフトウェアを利用する人数がライセンス数を超えないよう適切な手段を嵩じるものとします。

c. 「拡張コンカレントユース ソフトウェア（Extended Concurrent software）」は、製品説明では CX で表します。CX ソフトウェアの各ライセンスでは、(1) 無制限に (毎日 24 時間) リモート アプリケーション サーバまたはポータル サーバで使用できる、**または** (2) ワークステーションとリモート アプリケーション サーバまたはポータル サーバのいずれか 1 つの組み合わせ使用を認めるものです。CX ソフトウェアの各ライセンスは、指定のタイプのワークステーションおよびオペレーティング システム上で、1 つの同時使用を認めるものです。被許諾者がソフトウェア製品のライセンスを複数取得している場合、本プログラムを手持ちのライセンスと同数複製することができます。単独のワークステーション上またはリモート アプリケーション サーバで、起動メモリにロードする場合、CX ソフトウェアの使用は 1 回分として数えます。ネットワーク上のサーバのハード ディスクに保存される複製物は、ネットワーク サーバ上での使用には該当しません。ソフトウェアの利用者数がライセンス数を超えると予想される場合、同時にソフトウェアを利用する人数がライセンス数を超えないよう適切な手段を嵩じるものとします。

d. 「コンカレントユース WEB Access ソフトウェア」は、製品説明では CW で表します。CW ソフトウェアに係わる各ライセンスは、指定されるタイプのワークステーションおよびオペレーティング システム上で、1 つの並列使用を認めるものです。被許諾者がソフトウェア製品のライセンスを複数取得している場合、本プログラムを手持ちのライセンスと同数複製することができます。別記指定しない限り、ライセンスは LAN、WAN またはスタンドアローンのワークステーションで使用できます。本ソフトウェア製品を 1 台のワークステーションに読み込むと、ネットワークサーバーからアクセスして使用する場合、またはワークステーションのハード ドライブからアクセスして使用する場合に関わらず、CW ソフトウェアの単一使用が定義されます。ネットワーク上のワークステーションで実行するためにネットワーク上のサーバのハード ドライブに保存されている本ソフトウェア製品の複製物は、ライセンスを受けたソフトウェア製品の複製物の「使用」には該当しません。ソフトウェアの利用者数がライセンス数を超えると予想される場合、同時にソフトウェアを利用する人数がライセンス数を超えないよう適切な手段を嵩じるものとします。

e. 「サーバ ソフトウェア（Server software）」は、製品説明では VR で表します。VR ソフトウェアの単一ライセンスは、VR ソフトウェアの単一の複製に限りハード ディスクで保存し、指定されたタイプのネットワーク サーバおよびオペレーティング システム上に起動のため読み込むことができます。VR ソフトウェアの各ライセンスは、予め決められた数の使用者に対しネットワーク サーバ上で VR ソフトウェアに同時にアクセスすることを認めるものです。被許諾者は、予め指定された数を超える利用者が、同時に VR ソフトウェアにアクセスすることのないようにしなければなりません。

f. 「シングルユース ソフトウェア (Single-use software)」は、製品説明では SU で表します。SU ソフトウェアの単一ライセンスは、ハード ディスクにその複製物を 1 本に限り保存して、指定のワークステーションおよびオペレーティング システム上に起動のためロードすることを認めるものです。被許諾者は、SU ソフトウェアを移動する場合、第 1 ワークステーションから完全に除去するまで、第 2 のワークステーションに移動しないようにします。

g. 「指名ユーザ ソフトウェア (Named User software)」は、製品説明では CU で表します。指名ユーザとは、本契約の条件の下で、指定されているシステム上で、本ソフトウェア製品および関連製品プログラムの使用を許可されている被許諾者に雇われている個人を意味します。これは、その個人が、その時点で実際にソフトウェア製品を使用しているかどうかとは関係ありません。指名ユーザ数は、ソフトウェア製品へアクセスできる人数を単純計算したものとします。

h. 本ソフトウェア製品が手持ちソフトウェアのアップグレードとして購入された、またはライセンスされている旧バージョンのソフトウェア製品のアップグレードとして提供された場合、旧バージョンと交換するものとしてのみ使用が認められ、追加ライセンスは認められません。本ソフトウェア製品と旧バージョンは、別々に使用したり、第三者に譲渡できません。

i. ソフトウェア製品を続いて使用するためには、被許諾者は、定期的に再登録し、新しいライセンス キーを取得する必要がある場合があります。

上記の a ~ i 項で使用する用語は、SmartPlant Foundation ソフトウェアのトークン バージョンのライセンス以外に適用されます。SmartPlant Foundation ソフトウェアのトークン バージョンは下記のように使用許可されています。

a. トークン対応のアプリケーションは「サーバ ソフトウェア」としてライセンスされます。サーバ ソフトウェアの単一ライセンスは、サーバ ソフトウェアの単一の複製に限りハード ディスクで保存し、指定されたタイプのネットワーク サーバおよびオペレーティング システム上に起動のため読み込むことができます。トークン対応アプリケーションでは、ローカル ユーザ ノード (例: パソコン、ワークステーションなど) にクライアント対応のソフトウェアをインストールする必要があります。このようなクライアント対応ソフトウェアは、無限のユーザ ノードにインストールできます。これらのユーザ ノードを通じて SmartPlant Foundation のトークン対応アプリケーションにアクセスする場合、次のようなアクセス メカニズムが必要です。

(i) 「Daily Token」はアクセス メカニズムで、サーバ ソフトウェアに継続 12 時間 (クロック タイム) までアクセスできます。これ以後は別の「Daily Token」が必要です。「Daily Token」は購入モデルのアクセス メカニズムとして使用します。

b. 本ソフトウェア製品が手持ちソフトウェアのアップグレードとして購入された、またはライセンスされている旧バージョンのソフトウェア製品のアップグレードとして提供された場合、旧バージョンと交換するものとしてのみ使用が認められ、追加ライセンスは認められません。本ソフトウェア製品と旧バージョンは、別々に使用したり、第三者に譲渡できません。

被許諾者およびユーザは下記の行為を行えます。

1. 本ソフトウェア製品を許諾者のライセンスで認められた範囲で使用するにあたり、バックアップのためのみに機械読みとり可能な形、もしくは印字された形で複製すること。
2. ライセンスされた使用目的のために、本ソフトウェア製品を修正もしくは他のソフトウェア製品と結合させること（ただし、別のソフトウェア製品に結合された本ソフトウェア製品部分は、本契約の条件に拘束されます）。
3. PP&M ソフトウェア譲渡方針に既定されるように、被許諾者の会社内（企業内譲渡）で本ソフトウェア製品およびライセンスを譲渡すること。PP&M ソフトウェア譲渡方針のコピーが必要な場合は、当社に申し込んでください。被許諾者が本ソフトウェア製品を譲渡する場合は、いかなる形式でも本プログラムのすべての複製物、修正物あるいは結合部分を、同一の相手に同時に譲渡するか、または譲渡しない部分は廃棄しなければなりません。「会社」とは、被許諾者自身の会社、または譲渡する会社が株の 50% 以上所有する会社もしくは組織を意味します。
4. 教育ライセンスを譲渡された場合、PP&M の教育方針に従って本ソフトウェア製品を使用すること。この教育方針は別途請求により提供されます。
5. 被許諾者は、SPLM ライセンス キーをバーチャル環境にインストールすることができますが、それはバーチャル環境に SPLM ライセンス キーの複製防止用の安全機能が設定されている場合とします。この設定がなされておらず、被許諾者がバーチャル設定でライセンス管理システムを利用する場合は、被許諾者の自己責任となります。

被許諾者は、複製、修正、または他のソフトウェア製品に結合された本ソフトウェア製品の結合部分を複製するか、あるいは著作権に関する書類を提供しなければなりません。

被許諾者およびユーザは下記の行為を行うことはできません。

1. 本ソフトウェア製品およびライセンスを社外の第三者に譲渡すること (会社間譲渡)。被許諾者が、本契約に明記されている第三者以外に本ソフトウェア製品の複製物、修正物あるいは結合物を譲渡した場合は、本ライセンスは自動的に終了します。

2. リバース エンジニア、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他のいかなる手段によっても、直接的あるいは間接的に本ソフトウェア製品のソースコード、内在するユーザーインターフェイステクニックやアルゴリズムの入手を試みること、あるいは上記のいずれかを開示すること。ただし、被許諾者が欧州連合の適用法により、本ソフトウェア製品と他のソフトウェアプログラムとの必要な相互運用性を確保するため、明示的に逆コンパイルすることが許容される場合で、まず PP&M にかかる運用性を達成するために必要な情報の提供を求め、しかるのちに PP&M がかかる情報を提供しなかった場合を除きます。PP&M は、かかる情報を提供するに当たり、妥当な条件を付与すること、および妥当な料金を請求する権利を留保します。本契約で許可された、PP&M が提供する、あるいは被許諾者が入手するいかなる情報も、被許諾者によってのみ、また本契約で規定された目的のみに使用することとし、第三者に開示したり、本ソフトウェア製品の表現に本質的に類似するソフトウェアを作成することに使用することはできません。欧州連合におけるユーザーの相互運用性に関する情報の要請は、最寄りの PP&M 営業所のサービスグループ、あるいは Process, Power & M a r i n e , 300 Intergraph Way, Madison, AL 35758 にお寄せください。

3. 本契約に明記されている以外に、本ソフトウェア製品およびその複製物、修正物もしくは結合物の全体またはその一部を使用、複製、修正、販売または譲渡すること。

4. ライセンス、キー、ファイル、および/または当社のライセンス方針を免れようとすること。

5. PP&M から CS、CX、または CW ライセンスを購入せずに、リモート アプリケーション サーバまたはポータル サーバから、(Citrix、Microsoft Terminal Server、PalmPilot などのワイヤレス PDA などの) Thin Client テクノロジーを使用して本ソフトウェア製品にアクセスすること。

6. PP&M の書面による許可、または WAN 特別ライセンスを使用せずに、本ライセンスに基づくソフトウェアを WAN にインストールすること。

SmartPlant Foundation のライセンスに関しては、上記禁止事項の 1 ~ 4 のみが適用されます。

監査

PP&M は、被許諾者の通常の営業時間内に、被許諾者の本ソフトウェア製品の使用状況や本契約条件の遵守状況を監査することができます。ただし、PP&M は、監査の 30 日前までに書面で通知するものとします。監査は、1 年に 1 回までとします。監査開始に先立ち、PP&M の調査員、または PP&M から指示を受けたサード パーティの調査員は、被許諾者が準備した秘密保持義務同意書にサインします。監査期間中、PP&M の調査員、または該当の場合、サード パーティの調査員は、被許諾者の記録を閲覧し、従業員と話し合えるものとします。監査費用は PP&M が負担しますが、被許諾者の当社へのライセンス料の支払いが過小であることが判明した場合には、被許諾者は、不足分のライセンス料と監査費用全額を負担するものとします。

説明書

ご購入いただいた本ソフトウェア製品に関する説明書は、オンラインで入手できます。被許諾者は、内部で使用する場合、必要に応じて説明書を印刷することができます。

期間

本ライセンスは終了するまで効力があります。被許諾者は、本ソフトウェア製品およびその複製物、修正物、結合物をすべて廃棄することで、本ライセンスをいつでも終了できます。また、本契約書に既定される条件に基く場合、あるいは (i) 被許諾者が本契約の条件に従わない場合、(ii) ライセンスされた本ソフトウェア製品、副生物、またはそれに結合された関連品を認定を受けずに譲

渡した場合、(iii) 本ソフトウェア製品の保護デバイス (存在する場合) または本契約を回避した場合、または (iv) 被許諾者が適切と見なされるライセンス料を支払わない場合、終了できます。本ライセンスが終了したときには、被許諾者は、本ソフトウェア製品をその複製物、修正物および結合物並びに説明書とともにすべて当社に返還するか、廃棄するものとします。

PP&M の保証

PP&M は、本ライセンスを与える権利を所有していることを保障し、表明します。その他の保証は被許諾者のライセンス購入元である現地の販売会社により提供されることがあります。そのような保証については現地の販売会社に全責任があり、PP&M は何ら賠償責任を負わないものとします。

賠償責任の免責

本書で提供しない限り、PP&M は、本ソフトウェア製品に関して、商品性および特定の目的に対する適切性の黙示保証を含み、明示的あるいは黙示的に表明または保証しません。

本契約に適用される法律で、明示的または黙示的な上記免責条項の一部が無効な場合、PP&M は、前記法律で許容される最大範囲まで明示的または黙示的保証の責任を放棄します。

損害の限定

いかなる場合も、使用または生産損失、収入または利益損失、データ損失、第三者請求を含むがこれに限定されることなく、PP&M には、直接・間接・派生的・偶発的・特殊または懲罰的損害賠償に対し責任はないものとすること、また PP&M が上記損害の可能性について忠告された場合でも責任はないものとします。

いかなる場合も、本契約に係わる当社の賠償責任は、被許諾者が請求時点に本契約のライセンスに基いて当社に支払った金額を超えないものとします。該当法で禁止される場合を除き、被許諾者は、請求原因発生後 2 年以降に、本契約により発生または関連して請求しないものとします。

本契約に適用される法律で、本条項の一部が無効な場合、PP&M は、前記法律で許容される最大範囲まで賠償保証の責任を限定します。

輸出管理

PP&M のソフトウェア製品および PP&M、その子会社、またはディストリビュータから入手する第三者のあらゆるソフトウェア製品 (これらの製品に関連するドキュメンテーションおよび技術データを含む) は、米国の輸出管理法の適用を受けます。米国の法律に反した転用は禁止されています。これらのソフトウェア製品およびこれらに直接関連する製品は、下記の対象者または対象国に直接または間接 (リモート アクセスを含む) に輸出あるいは再輸出することはできません。

a. キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、あるいはこれらの国民
b. U.S. Department of Commerce Denied Persons, Entities, and Unverified Lists, http://www.bis.doc.gov/complianceandenforcement/liststocheck.htm、U.S. Department of Treasury Specially Designated Nationals List, www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/、および U.S. Department of State Debarred List, http://www.pmddtc.state.gov/compliance/debar.html を含むがこれに限定されることはない米国政府の禁止国リストに記載される個人またはエンティティ
c. 被許諾者が、本ソフトウェア製品を使用して、ミサイル・化学兵器・生物兵器・核兵器またはその他の非保護や機密核使用の開発・製造・使用に関連していることを承知している、または、承知している理由があるあらゆるエンティティ
d. 被許諾者が、非合法的に再出荷されることを承知している、または、承知している理由があるあらゆるエンティティ

これらのソフトウェア製品の輸出あるいは再輸出に関して質問がある場合は、Intergraph Corporation の Export Compliance Department（輸出コンプライアンス部へお問い合わせください（住所: Intergraph Corporation Export Compliance Department, Huntsville, Alabama 35894, USA)。

被許諾者が本項に違反した結果、PP&M に費用または損害が発生した場合、被許諾者は免責とし PP&M に賠償するものとします。

その他

本ソフトウェア製品が、米国政府の部署または局のために直接または間接に取得された場合、本条項が適用されます。民間企業:本ソフトウェア製品は民間の経費で開発され、Federal Acquisition Regulations (“ FAR”）の 52.227-19 およびそれに続く規定の民間コンピュータ ソフトウェアの限定権利の条項 (a) ~ (d) に従って、限定権利を有するものとして提出された「限定コンピュータ ソフトウェア」で、未発行であり、すべての権利は、米国の著作権法により保留されています。米国国防省 (「DoD」): 本ソフトウェア製品は、DFARS 252.227-7014 で規定される「商業コンピュータ ソフトウェア」であり、政府の権利に関しては DFARS 227.7202-3 に特定されています。

本ライセンスまたは本ソフトウェア製品の再実施、譲渡または移転は、本契約で認められる場合を除き、無効となります。

本契約の各条項および各関連説明書に関しては、可能な場合はいつでも、適用される法律で有効と見なされるように解釈するものとします。しかし、適用される法律によって、本契約の条項および各関連説明書が、禁止されたりまたは無効な場合、無効事項の範囲においてのみ無効とし、該当条項は該当禁止事項、該当条項のその他の部分、あるいは本契約または該当関連説明書のその他の条項を無効とはしません。

本契約はアラバマ州の法律に準拠します。本契約によって生じる係争または本ソフトウェア製品に関する係争は、アラバマ州北部区域、北東地区を管轄する合衆国地方裁判所、またはアラバマ州マディソン郡の巡回裁判所で扱かわれます。本契約の解釈または執行に当たり、関係者は、国連国際貿易法 (United Nations Commission on International Trade Law) および国連動産売買条約 (Convention on Contracts for the International Sale of Goods) の適用を放棄するものとします。

被許諾者は、本ソフトウェア製品および説明書のすべての部分について守秘義務を負い、本契約で特に示されない限り、本ソフトウェア製品をそのパートナーおよび第三者に対し、販売、譲渡、貸与、開示しないことに同意するものとします。

本契約についての質問は、当社の日本オフィスまたは当社に直接お問い合わせください（ Intergraph Process, Power & Marine, 300 Intergraph Way, Madison, AL 35758 ）。

サポート サービス

ライセンスのある本ソフトウェア製品のメンテナンスは別途料金で、当社の標準メンテナンス オプションと現在の「ソフトウェア メンテナンス サービス契約」に基づいて提供されます。契約のコピーは請求された場合提供されます。参照データのメンテナンス サービスは当社の「ソフトウェア メンテナンス サービス契約」には含まれません。参照データのサブスクリプション サービスは、別途契約となります。

現在のメンテナンス オプションについては、当社の日本オフィスにお問い合わせください。

アップグレードおよびアップデート

アップデート版は、入手可能となり次第、別料金にて提供されます。

Intergraph は、Intergraph Corporation の登録商標です。その他のブランドおよび製品名は、各所有者の商標です。PP&M は、故意の過ちについては責任を負いません。

特定の INTERGRAPH CADWORX & ANALYSIS SOLUTIONS, INC. (以下「ICAS」) ソフトウェア製品のライセンス許諾には、以下の追加条項が適用されます。

実行回数限定ライセンス ICAS が所有する特定のソフトウェア製品であって eLicense で指定されているものについては、実行回数限定ライセンスを利用できる場合があります。 実行回数限定ライセンスは、解析計算の実行回数が規定数に達すると失効します。 例えば、CAESAR II では解析は、個別の静的または動的なパイプストレス解析計算と定義されています。 実行回数限定ライセンスは、50 回の計算の倍数で販売されます。

CAESAR II、PV Elite、CADWorx Design Review、CADWorx Design Viewer および CodeCalc ソフトウェア製品。 CAESAR II、PV Elite、CADWorx Design Review、CADWorx Design Viewer および CodeCalc のユーザーにはここで、 本契約に含まれる CAESAR II、PV Elite、CADWorx Design Review、CADWorx Design Viewer および/または CodeCalc ユーザーによる当該ソフトウェア製品の使用に関する規定に限り、931 Ashby Ave., Berkeley, CA 94710 の Tech Soft 3D, L.L.C. (以下「Tech Soft 3D」) が、本契約の第三者受益者であることをお知らせします。 係る規定は、Tech Soft 3D の利益を明示し、Tech Soft 3D は PP&M 同様、本契約を実施することができます。

CAESAR II および CADWorx Design Review ソフトウェア製品。 CAESAR II および CADWorx Design Review には、Autodesk, Inc. が著作権を保有する Autodesk® RealDWG が含まれます。 111 McInnis Parkway, San Rafael, California 94903 の Autodesk, Inc. (以下「Autodesk」) は、ソフトウェア製品に RealDWG が含まれ、本契約における規定が被許諾者による RealDWG を含むソフトウェア製品の使用に関する限り、本契約の第三者受託者です。 係る規定は、Autodesk の利益を明示し、Autodesk は PP&M 同様、本契約を実施することができます。

商標。 AutoCAD、ObjectARX および RealDWG は、Autodesk の商標です。 HOOPS は、Tech Soft 3D, L.L.C. の商標です。その他の商標はそれぞれの所有者の所有物です。

次の追加規定は、SMARTPLANT ELECTRICAL DETAILED または SIGRAPH ソフトウェア製品のライセンス許諾について適用されます。

SmartPlant Electrical Detailed および sigraph ソフトウェア製品には、Progress ソフトウェアが含まれます。 この第三者ソフトウェアは、PP&M にライセンスされており被許諾者は第三者ライセンス条件の対象となります。 PP&M は、被許諾者の要求がある場合は、このライセンスの写しを提供します。 SmartPlant Electrical Detailed および sigraph ソフトウェア製品に組み込まれる Progress/ObjectStore ソフトウェアは、SmartPlant Electrical Detailed および sigraph ソフトウェア製品と共に、またはその一部としてのみ使用することができます。

本契約で提供される SmartPlant Electrical Detailed および sigraph ソフトウェア製品 には、以下のオープンソースソフトウェアの一部または全部が含まれます(ライセンスによって一括化)。

1. www.gnu.org/licenses/licenses.html で参照できる GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書 (Lesser General Public License) 第 3 版の規定によって提供される Grit および Log4cpp

2. http://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0 で参照できる Apache の APACHE_LICENSE_V2.0.txt の規定により提供される Fop、Xalan および Xerces。

3. http://www.opensource.org/licenses/mit-license.html で参照できる MIT ライセンスの規定により提供される Libxml および LibxsIt

4. http://www.zlib.net/ で参照できる zlib/libpng ライセンスの規定により提供される Zlib

書面による要求がある場合、PP&M は GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書、Apache ライセンスまたは MIT ライセンスの写しを提供します。 SmartPlant Electrical Detailed および sigraph ソフトウェア製品に含まれる、GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書のライセンスが適用されるオープンソースソフトウェアについては、GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書が本契約における相反する条項に優先します。

本ソフトウェア使用許諾契約に含まれるいかなる規定も、被許諾者がオープンソースソフトウェアに施す改造の保守のため、係るオープンソースソフトウェアを逆コンパイルまたはリバースエンジニアリングすることを妨げません。 オープンソースソフトウェアの被許諾者に許諾されたすべての権利は、GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書、Apache ライセンスまたは MIT ライセンスに含まれ、より明確に説明されています。 本ソフトウェア使用許諾契約に含まれるいかなる規定も、オープンソースソフトウェアの係るライセンスによって提供されるいかなる権利を妨げることはありません。

オープンソースソフトウェアはいかなるものも「現状有姿」で提供され、商品性、特定目的適合性および第三者の権利非侵害の保証を含み、それに限定しない、いかなる種類の明示的または黙示的な保証も行いません。 いかなる場合であっても、PP&M、オープンソースソフトウェアの著者または著作権保持者は、オープンソースソフトウェア、その使用またはその他のオープンソースソフトウェアにおける取り扱いに起因、派生あるいは関連して、契約に基づく行為、不法行為またはその他の行為の中で発生する、いかなる申し立て、損害またはその他の賠償責任に対しても、責任を負わないものとします。 オープンソースソフトウェアプログラムの品質および性能に関するすべてのリスクは、被許諾者が負うものとします。 オープンソースソフトウェアに欠陥があることが証明された場合、被許諾者はすべての必要なサービス、補修または是正コストを負担するものとします。

PP&M ソフトウェア製品に対する上記免責事項にかかわらず、いかなる場合も PP&M、著作権保持者、またはその他の、オープンソースソフトウェアに許容された修正を加え、あるいは媒介する当事者は、オープンソースソフトウェアの使用または使用不可により生起する (データの損失または提供されたデータの不正確さ、または被許諾者または第三者が被った損失、またはオープンソースソフトウェアの他のプログラムとの動作不良を含む) 一般的、特別、付随的または結果的に生じる損害を含むいかなる損害に関しても、たとえ PP&M、係る保持者またはその他の当事者が係る損害の可能性について通知されていたとしても、被許諾者に対する賠償責任を負わないものとします。

オープンソースソフトウェアについて上記の無保証および免責事項が、本契約条件による当該地域での法的効果を持たない場合、審理裁判所は、オープンソースソフトウェアのコピーに料金の授受に基づく保証または債務の引き受けが付随している場合を除き、オープンソースソフトウェアに関してすべての民事責任の完全免除に最も近い地元の法律を適用することとします。

被許諾者は、本契約を読み、理解し、かつ条件に拘束されることに同意します。さらに、被許諾者は、本契約が、被許諾者と PP&M 間の完全かつ限定的なステートメントであり、口頭または記述のいかなるプロポーザルあるいは先行契約、および、本契約の主題に係わる被許諾者と PP&M 間におけるその他の通信に優先することに同意します。

DDCC318M0 01/12